（商品概要説明書）

金利優遇定期預金

（令和５年４月１日現在）

１．商品名 （愛　称）	金利優遇定期預金 （愛称：特別優遇スーパー定期預金）
２．販売対象	・次のいずれかに該当する個人のお客様のみといたします。 ①当行において公的年金（厚生年金、国民年金、共済年金）を受給している方 ②当行において新たに公的年金を受給開始する方。 ③当行において、当行が指定する福祉手当の支給を受けている方 ④満６５歳以上の在日外国人の方 公的年金及び当行が指定する福祉手当をお受取りの方は、本定期のお預入期間中は、当行で継続して公的年金等をお受取りいただくことが条件となります。
３．預金種類	・自由金利型定期預金（M型）のスーパー定期預金 ・通帳式又は証書式 預入時のお申し出により自動継続扱（利払式）の取扱いができます。 （福祉手当の支給を受けている方を除く） なお、総合口座の取り扱いはできません。
４．期　間	・１年
５．預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・一括預入 ・１円以上　３５０万円以下（お一人さま　合計３５０万円迄） ・１円単位
６．払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
７．利　息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）課税方法	 ・３００万円以上の場合 預入時の自由金利型定期預金（M型）のスーパー定期預金３００万円以上の１年物の店頭表示利率に０．００％を上乗せした利率を満期日まで適用します。 ・３００万円未満の場合 預入時の自由金利型定期預金（M型）のスーパー定期預金３００万円未満の１年物の店頭表示利率に０．００％を上乗せした利率を満期日まで適用します。 ・　満期日以後に一括して支払います。 ・　付利単位を１円とした１年を３６５日とする日割計算 ・　２０．３１５％の源泉分離課税（国税１５．３１５％、住民税５％）（注） （注）平成２５年１月１日から受け取る利息には、復興特別所得税が追加的に課税されることになりました。
８．手数料	
９．取扱期間	・令和５年３月３１日迄（令和５年４月１日より新規取扱いを一時中止）
10．付加できる特約条項	・マル優の取り扱いができます。
11．中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、預入日（又は、書替継続日）から解約日までの期間に応じた下記の期限前解約利率（小数点第４位以下切り捨て）により計算した利息と解約日までの預入期間に対応する預入日現在の一般のスーパー定期の店頭表示利率×９０％の利息のうち、いずれか低い利息（解約日における普通預金の利息を下限といたします。）とともに払い戻します。 （期限前解約利率） ・預入期間６ヶ月未満の場合　・・・解約日における普通預金利率 ・預入期間６ヶ月以上１年未満の場合・・・約定利率×５０％の利率
12．その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
13．預金保険法による保証	・　本商品は預金保険の対象ですが、全額保護の対象ではありません。 （預金保険制度により保護される他の預金と合計して、預金者一人あたり一金融機関毎に元本１，０００万円迄とその利息が保護されます。）
14．当行の苦情処理措置及び紛争解決措置 （右記機関を利用）	・　一般社団法人　全国銀行協会 連絡先　全国銀行協会相談室 ０５７０－０１７１０９または０３－５２５２－３７７２ 受付日　月～金曜（銀行の休業日を除きます。） 受付時間　午前９時～午後５時